

宮崎県公報

令和5年5月22日(月曜日) 第 408 号

発	行	宮	崎	県
印	刷	宮崎市旭	1丁目6	3 番 2 5 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

	=				○保安林の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
				頁	について(");	3
告 示					公 告	
○指定居宅サービス事業者の指定	(長寿	介護課	()	1	○地籍調査に関する事業計画の決定(農村計画課):	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(″)	1	○土地改良区の役員の就退任の届出・・・・・・・・・(農村整備課) 4	4
○指定居宅サービス事業の廃止	(//)	2	○土地改良区の定款変更の認可(// // // // // // // // // // // // //	4
○介護医療院の廃止	(″)	2	〇土地改良区連合の役員の就退任の届出(″) 4	4
○指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(″)	2	○県営土地改良事業計画の策定(″) ′	4

宮崎県告示第 402号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。 令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	指定居宅事 賞		指定居宅事 賞	サービス と 者	指定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4560290472	訪問看護ステーション紬(つむぎ)	宮崎県都城市立野 町3633番地1	医療法人宏仁会	宮崎県都城市山田 町中霧島字東原33 23番地8	令和5年3月1日	訪問看護
4570204745	訪問介護 空と風	宮崎県都城市金田 町1960番地1グラ ンディールリロ 2 01	合同会社Love &Peace	宮崎県都城市金田 町1960番地1グラ ンディールリロ 2 01	令和5年3月1日	訪問介護
4570302952	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市下伊 形町5972番地1	株式会社九州ケア ライン	宮崎県延岡市昭和 町3丁目30番地	令和5年3月1日	訪問介護
4570302960 通所介護事業所 櫻		宮崎県延岡市下伊 形町5972番地1	株式会社九州ケア ライン	宮崎県延岡市昭和 町3丁目30番地	令和5年3月1日	通所介護
4560490098	訪問看護ステーション 凛	宮崎県日南市板敷 858番地4	合同会社聖	宮崎県日南市星倉 4丁目11番地3	令和5年3月21日	訪問看護

宮崎県告示第 403号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定に より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。 令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県公報

介 護 保 険 事 業	指 定 介サービス	護 予 防 事 業 所	指 定 介サービン	護 予 防 ス 事 業 者	指 定	サービスの
所番号	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4560290472	訪問看護ステーション紬(つむぎ)	宮崎県都城市立野 町3633番地1	医療法人宏仁会	宮崎県都城市山田 町中霧島字東原33 23番地8	令和5年3月1日	介護予防訪問看 護
4560490098 訪問看護ステーシ 宮崎県日南市板敷 858番地4		合同会社聖	宮崎県日南市星倉 4丁目11番地3	令和5年3月21日	介護予防訪問看 護	

宮崎県告示第 404号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により 、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。 令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

			1			
介護保	指定居宅	サービス 巻 所	指 定 居 宅 事	サ ー ビ ス 飺 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4560490064	訪問看護ステーションひなこ	宮崎県日南市吾田 西1丁目3番24コ スモマンション戸 高 212号	株式会社ひなこ	宮崎県日南市飫肥 6丁目7番51号	令和5年3月20日	訪問看護
4571700295	都城市社会福祉協 議会山之口指定通 所介護事業所	宮崎県都城市山之 口町花木2667番地 2	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元 町4街区17号	令和5年3月31日	通所介護
4571700709	あさぎり園デイサ ービスセンター2 号館	宮崎県都城市高城 町大井手字前川原 1049番地	社会福祉法人あさ ぎり福祉会	宮崎県都城市山田 町中霧島2546番地 6	令和5年3月31日	通所介護
4572100503	もろつかせせらぎ の里	宮崎県東臼杵郡諸 塚村七ツ山54	社会福祉法人諸塚 村社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡諸 塚村家代3066	令和5年3月31日	通所介護
4511810220	川井田医院	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 3	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 3	令和5年3月31日	短期入所療養介 護
4570900250	養護老人ホーム真 幸園	宮崎県えびの市昌明寺70番地1	社会福祉法人えび の明友会	宮崎県えびの市原 田1403番地27	令和5年3月31日	特定施設入居者 生活介護
45B0900012	京町共立病院 介護医療院	宮崎県えびの市向 江 508	医療法人芳徳会	宮崎県えびの市向 江 508	令和5年3月31日	短期入所療養介 護

宮崎県告示第 405号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第 113条第2項の規定により、介護医療院の廃止について次のとおり届出があった。 令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	介 護 🏻	医療院	開	设 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
45B0900012京町共立病院 介 護医療院宮崎県えびの下 江 508		宮崎県えびの市向 江 508	医療法人芳徳会	宮崎県えびの市向 江 508	令和5年3月31日	介護医療院

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則 第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ

宮崎県告示第 406号

た同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 1 23号)第 113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指 定 介 語 医 療	雙療養型 施 設	開記	设 者	辞 退	サービスの
所番号	所番号名称		名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
4510410576	4510410576 医療法人愛鍼会山 宮崎県 元病院 道1丁E		医療法人愛鍼会	宮崎県日南市中央 通1丁目10番15	令和5年3月31日	介護療養型医療 施設
4510810668	大塚病院	宮崎県西都市御舟 町2丁目45番地	医療法人社団大和 会	宮崎県西都市御舟 町2丁目45番地	令和5年3月31日	介護療養型医療 施設
馬		宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 3	医療法人豊寿会	宮崎県西諸県郡高 原町西麓 173番地 3	令和5年3月31日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 407号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町脇本字永畑3133-1・字須田 ケ嶺3173-1・3176-1・3224-1・字寺之久保3225・3227・32 33 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 408号

保安林の指定施業要件の変更(令和5年宮崎県告示第 314号)に 係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者 のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法(昭和26 年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の 変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村 役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

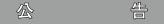
令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名
- (1) 日向市役所 小田辰次郎
- (2) 諸塚村役場 園田次八、園田力、古本久治、古本十太郎、甲斐正章、小田

竹治、松田次吉、西田守、池田幸吉、中田辰治、奈須ァソ子、 奈須幸子、奈須浩子、奈須省憲、尾形峯松

- (3) 高千穂町役場 佐藤船治、奈須タネ子
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第314号によること。



国土調査法(昭和26年法律第 180号)第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調査地域
宮崎市	宮崎市大字内海
都城市	都城市吉之元町・夏尾町
延岡市	延岡市川島町・旭ケ丘・北一ケ岡・緑ケ岡、
	北方町日平・槙峰、北浦町三川内、北川町川
	内名
日南市	日南市上方・毛吉田・楠原・酒谷・伊比井
小林市	小林市北西方
日向市	日向市美々津町、東郷町迫野内・下三ケ
串間市	串間市大平・崎田・大納・市木
西都市	西都市大字鹿野田・大字岩爪・大字荒武・大
	字八重
えびの市	えびの市末永
国富町	東諸県郡国富町深年・須志田
綾町	東諸県郡綾町南俣・入野・北俣
高鍋町	児湯郡高鍋町南高鍋
西米良村	児湯郡西米良村村所・横野
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大河内・不土野
高千穂町	西臼杵郡高千穂町向山

令和 5 年 5 月 22 日 (月曜日) 第 408 号

宮崎県公報

五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡	Ī
南那珂森林組合	串間市市木・都井	

2 調査期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、大五郎土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	蔵	満	恭	弥	都城市丸谷町67番地1
理	事		師	正	_	都城市野々美谷町2326番地2
理	事	田	中	辰	己	都城市丸谷町3868番地2
理	事	福	森		隆	都城市山田町山田4583番地
理	事	金	丸	重	明	都城市丸谷町 221番地3
理	事	崎	田	英	俊	都城市丸谷町4029番地1
理	事	西	Ш	典	男	都城市山田町中霧島3929番地1
理	事	近	間	保	$\vec{=}$	都城市丸谷町5562番地3
理	事	茶	薗	忠	信	都城市丸谷町 946番地 5
理	事	大	田	_	弥	都城市野々美谷町2421番地1
理	事	竹	森	英	昭	都城市山田町中霧島3006番地2
理	事	園	田	三	雄	都城市山田町中霧島2507番地
監	事	福	森	利	明	都城市山田町山田4582番地
監	事	新	原	幹	久	都城市丸谷町 545番地
監	事	杉	山	九小	州男	都城市丸谷町3893番地2

(任期:令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	金	丸	重	明	都城市丸谷町 221番地3
理	事	児	玉	健	勝	都城市丸谷町3816番地13

		-14		•	1111	
理	事	大	田	_	弥	都城市野々美谷町2421番地1
理	事	齊	藤	正	信	都城市丸谷町3357番地1
理	事	近	間	保	=	都城市丸谷町5562番地3
理	事	畑	中		修	都城市丸谷町 665番地5
理	事	茶	菌	忠	信	都城市丸谷町 946番地5
理	事	崎	田	英	俊	都城市丸谷町4029番地1
理	事	百	原	幸	雄	都城市山田町山田4589番地
理	事	園	田	三	雄	都城市山田町中霧島2507番地
理	事	西	Ш	典	男	都城市山田町中霧島3929番地1
理	事	竹	森	英	昭	都城市山田町中霧島3006番地2
監	事	杉	山	九小	州男	都城市丸谷町3893番地2
監	事	稲	元	秀	雄	都城市山田町山田3150番地1
監	事	新	原	幹	久	都城市丸谷町 545番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、新富土地改良区(新富町)から令和5年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第84条において準用する同 法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合(新富町)の 役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	井	上	喜	仁	児湯郡新富町大字新田2294番地

(任期:令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	秋	山	征	則	児湯郡新富町大字新田2299番地2

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により 、世界農業遺産高千穂地区県営土地改良事業(高千穂町、中山間地 域農業農村総合整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年5月22日から令和5年6月19日まで

3 縦覧場所

高千穂町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ る。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。